

議案第 86 号
令和 4 年度宝塚市一般会計補正予算（第 4 号）

資料 1（9）宝塚市再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成金について

1 目的

コロナ禍における原油価格・物価高騰等により厳しい経営環境におかれた中小企業者への事業継続支援を目的とし、事業所への再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備等の脱炭素化設備の導入支援を行い、経営の安定化や二酸化炭素排出抑制を図る。

2 予算措置

- (1) 歳出 宝塚市再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成金 30,000 千円
(2) 歳入 令和 4 年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 30,000 千円

3 内容等

(1) 対象者

市域内において事業所を有する中小企業基本法第 2 条第 1 項で規定する中小企業者（中小事業者及び小規模事業者、個人事業主。業種区分等は下表のとおり）、その他の下表に定める従業員数規模の私法人

業 種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	3 0 0 人以下
②卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
③サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下
④小売業	5 千万円以下	5 0 人以下

(2) 対象事業

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 2 月 15 日に導入された別表に記す再生可能エネルギー・省エネルギー等脱炭素設備の導入費用の一部を助成する。要件は以下のとおりです。

- ・助成金の対象者が事業を営む市内の事業所で実施する事業であること（複数施設可）。
- ・助成対象経費が 5 0 万円以上の事業であること。
- ・次のいずれにも該当しない事業であること。

①居住用途に該当する部分への導入 ②中古設備の導入 ③リース契約による導入

(3) 対象経費

①設計費 ②設備費 ③付帯工事費 ④設備処分費 ⑤雑役務費

※他の国費や県費、市費等を財源とする助成金その他の収入がある場合は、当該収入の額を助成対象経費から除く

(4) 対象設備及び助成金の額等

- ・対象設備は別表のとおり。
- ・区分を①再生可能エネルギー設備、②省エネルギー設備、③エネルギー管理装置（EMS装置）とし、助成上限額は区分ごとに次のとおりとする。
 - ①②はそれぞれ300万円、③は150万円とする。
- ・補助率は1/2。

別表

対象設備	補助率等
① 再生可能エネルギー設備 ・太陽光発電設備（自家消費。ただし、相対契約による余剰電力の売電は可） ・太陽熱利用システム ・地中熱利用システム ・電気自動車等用充電設備 ・太陽光発電設備と連携して導入する蓄電池 ・太陽光発電設備と連携して導入するV2H	補助対象経費の1/2 上限：300万円（①の計）
② 省エネルギー設備 ・LED照明 ・高効率空調 ・窓、床、壁、天井、屋根の断熱化（遮熱フィルム・塗料の使用を含む） ・業務用冷凍冷蔵庫 ・業務用ボイラ ・業務用ヒートポンプ ・業務用燃料電池 ・その他省エネ効果が得られる設備	補助対象経費の1/2 上限：300万円（②の計）
③ 上記①又は②にあわせて導入するエネルギー管理装置（EMS装置）	補助対象経費の1/2 上限：150万円